

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>物流2024年問題に対応するため、県と県内事業者等で構成する「スマート物流推進協議会」を設置し、デジタル技術を活用したスマート物流の実現に向けた実証事業、セミナー等を実施する。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>「スマート物流推進協議会」が行う事業は、社会課題の解決及び実証データの等の行政活用を目的としており、実証事業に要した実費及び協議会事務局運営費を県が負担することから、相手方は「スマート物流推進協議会」以外にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。